

豊明市福祉体育館、体育施設、文化広場及び
老人福祉センターの包括的指定管理公募型プロポーザル
募集要項

2023年(令和5)7月

豊明市教育委員会 教育部 生涯学習課

豊明市 健康福祉部 長寿課

第 1.	目的	1
第 2.	募集の概要	2
1	指定管理対象施設について	2
2	指定期間	3
3	運営日及び運営時間	3
4	豊明市教育委員会指定管理者審査委員会の設置	4
5	優先交渉権者等の決定	4
6	審査結果等の通知及び公表	4
7	細目についての協議	4
8	協定の締結	4
9	指定管理者の公募及びスケジュール	4
第 3.	提案する業務内容及び範囲等	5
1	通常提案枠	5
2	自由提案枠	6
第 4.	事業収支に関する事項	7
1	指定管理料	7
2	施設運営収入	7
3	市からの受託事業及び自主事業に関する収入	7
4	維持管理・運営費用	7
5	受託事業に係る費用	8
6	自主事業に係る費用	8

7	経費の支払い.....	8
8	予算の流用.....	8
第5.	指定管理者の公募に関する事項.....	8
1	募集説明会（現地見学会）の実施.....	8
2	質問の受付及び回答.....	9
3	申請書類の提出.....	9
4	第一次審査結果の通知.....	9
5	第二次審査.....	9
6	第二次審査結果の通知.....	9
7	指定管理者の指定.....	10
8	指定管理者との協定締結.....	10
第6.	応募に関する事項.....	10
1	応募資格.....	10
2	応募者の形態.....	10
3	申請書類.....	10
4	留意事項.....	11
第7.	審査及び選定に関する事項.....	12
1	審査方法.....	12
2	審査委員会の役割.....	12
3	第一次審査.....	12
4	第二次審査.....	12

5	審査基準	13
第 8.	協定に関する事項	15
1	協定の締結	15
2	協定の内容	15
3	リスク分担の考え方	16
第 9.	事業評価及びモニタリング	17
1	事業報告書等の提出	17
2	モニタリング及び実績評価の実施	17
3	業務の基準を満たしていない場合の措置	17
第 10.	関係法規の遵守	17
第 11.	引継業務	17
第 12.	留意事項	18
1	個人情報保護に関して特に留意すべき事項	18
2	情報公開への対応	18
3	施設において発生した事故への対応に関して特に留意すべき事項	18
4	課税に関する留意事項	18
第 13.	その他	19
1	事業の継続が困難となった場合の措置	19
2	協定書の解釈に疑義が生じた場合の措置	19
3	問合せ先	19

第1. 目的

従来、公の施設の管理については、公共団体等に限られていましたが、地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)により、指定管理者制度が導入されました。これは、公の施設の管理について、民間の事業者が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの向上につなげようとするものです。

現在、豊明市福祉体育館、老人福祉センター、体育施設、文化広場の管理・運営については指定管理者制度が導入されていますが、2024(令和6)年3月31日をもって指定管理期間が終了します。

今回、豊明市福祉体育館、老人福祉センター、体育施設及び文化広場の包括的な維持管理運営を行う次期指定管理者の候補者を選定するために、指定管理者募集に関して必要な事項を本要項に定めました。

福祉体育館及び体育施設では、令和5年3月に策定した「第2期豊明市スポーツ推進計画」に掲げる目標達成に向けた生涯スポーツの振興や競技スポーツの振興、スポーツ活動の交流拠点等の整備、文化広場では、健康増進、文化の振興及び福祉の向上、老人福祉センターでは、高齢者の健康づくり、相談機能を維持しつつ、空き時間、居室を活用した多様な利用者の運動機会の創出、健康づくり及び体育館利用促進や活性化を図ることに寄与する提案を募集します。また、福祉体育館内に設置されている中央児童館についても、2025(令和7)年3月31日をもって指定管理期間が終了するため、2025(令和7)年度以降の中央児童館部分も含めた包括的な管理についての提案も募集します。

加えて、2027(令和9)年度以降の長寿命化改修内容、改修後を見据えた維持管理運営についても、併せて提案を受け付けます。

(根拠法令:地方自治法(昭和22年法律67号)第244条の2)

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。

第2. 募集の概要

1 指定管理対象施設について

(1) 施設名称:豊明市福祉体育館

ア 所在地 :豊明市西川町笹原26番地1

イ 開設年月:昭和52年10月

ウ 規模 :建築面積 3,481.48 m² 延べ床面積 7,840.74 m²

エ 構造 :鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造 4階建

オ 施設内容(体育部門)

1F面積 1,756.42 m²

- 事務室 1、2 ・印刷室 ・機械室 ・職員更衣室
- 卓球場 (8台常設)
- トレーニングルーム
- 男女ロッカールーム(シャワー室)
- 会議室 (60名)

2F面積 3,310.21 m²

- アリーナ(バレーボール 2面、バドミントン 8面、バスケットボール 2面、卓球 24面)
- 指令台
- 柔道場 (112畳)
- 剣道場
- 指導員室
- 医務室
- 事務室
- 男女ロッカールーム(シャワー室)

3F面積 870.16 m²

- 観覧席(608席)

その他

- エレベーター 1基
- 駐車場 155台

(2) 施設名称:体育施設

ア 所在地 :市内 5箇所(詳細は「別添資料1」参照)

イ 開設年月:平成 2年 4月

ウ 施設内容

- 勅使グラウンド
- 勅使テニスコート
- 勅使弓道場
- 勅使ターゲット・バードゴルフ場
- 山田グラウンド

(3) 施設名称:文化広場(①勅使会館及び②ディキャンプ場)

ア 所在地 :豊明市沓掛町勅使1番地1

イ 開設年月:昭和54年10月

ウ 規模:①勅使会館 建築面積 371.49 m² 延床面積 539.96 m²

エ 構造:①勅使会館 鉄筋コンクリート造 2階建て

オ 施設内容

①勅使会館

1F面積 371.49 m²

- 和室 A(22畳)・B(8畳)(宿泊可)
- 事務室、職員休憩室
- ふれあいホール、湯沸室
- 男女更衣室(シャワー室・浴室)

2F面積 168.47 m²

- 市教育委員会北部教育支援センター

その他

- 駐車場21台
- ②ディキャンプ場(はなの木広場)
 - かまど A・B・C・D
 - 共同炊事棟(1棟)

(4) 施設名称:老人福祉センター(陶芸会館を含む)

- ア 所在地 :豊明市西川町笹原26番地1
- イ 開設年月:昭和52年10月
- ウ 規模 :1,212.63㎡
- エ 構造 :鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造 4階建1階
- オ 施設内容(老人福祉センター部分)
 - サロン(フリースペース)
 - 集会所×4
 - 相談室
 - 娯楽和室
 - 展示ホール

2 指定期間

2024(令和6)年4月1日から2027(令和9)年3月31日 3年間

※指定期間内であっても自治法244条の2、第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

3 運営日及び運営時間

施設の運営日及び利用時間は次のとおりです。また、(1)指定管理対象施設の休館(業)日は、月曜日及び12月29日から翌年の1月3日とします。

なお、本指定管理業務には「豊明市小中学校体育施設スポーツ開放業務」及び「豊明市公園ひろば及び豊明市公園テニスコートの受付、許可等に関する業務」を含むため、(2)(3)に該当施設の運営日、運営時間についても記載しています。(詳細は仕様書をご確認ください。)

(1) 指定管理対象施設

施設名称		運営時間
福祉体育館		午前9時00分から午後9時00分まで
体育施設	勅使グラウンド	午前7時00分から午後9時00分まで
	勅使テニスコート	午前9時00分から午後9時00分まで
	勅使弓道場	午前9時00分から午後9時00分まで
	勅使ターゲット・バードゴルフ場	午前9時00分から午後9時00分まで
	山田グラウンド	午前9時00分から午後5時00分まで
文化広場	勅使会館	午前9時00分から午後9時00分まで
	ディキャンプ場	午前9時00分から日没まで
老人福祉センター		午前9時00分から午後9時00分まで

※老人福祉センターについては、提案内容に応じて優先交渉権者と協議の上、運営時間を表の範囲内で変更できるものとします。

(2) 小中学校体育施設スポーツ開放業務

区分	運営日	運営時間
昼間	土・日・祝	午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで
夜間	木・金・土・日	午後 7 時 00 分から午後 9 時 00 分まで (一部小学校を除く)

(3) 豊明市公園ひろば及び豊明市公園テニスコートの受付、許可等に関する業務

公園名	運営日	運営時間
落合公園及び西川公園テニスコート (予約 受付・料金収受)	火~日	①午前 9 時 00 分から午後 6 時 00 分まで ②午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで
公園ひろば (予約・受付)	①中央・椎池 ②大原・唐竹・落合・西川	無休
		①午前 7 時 00 分から午後 5 時 00 分まで ②午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

※(2)、(3)については予約・受付・料金収受 (料金収受はテニスコートのみ) 業務であり、維持管理については、指定管理者が実施する業務に含みません。

4 豊明市教育委員会指定管理者審査委員会の設置

指定管理者の候補者を選定するにあたり、豊明市教育委員会指定管理者審査委員会 (以下「審査委員会」という。) を設置し、提案書類等の審査を行います。

5 優先交渉権者等の決定

審査委員会による書類審査(第一次審査)と提案に対するヒアリング(第二次審査)を行い、その結果として、市は優先交渉権者と次点の交渉権者を決定します。

(1) 第一次審査

- 令和 5 年 9 月中旬頃に申請書類により審査を行います。
- 応募者が 4 者を超えた場合は、最大 4 者に絞り込みます。

(2) 第二次審査

令和 5 年 10 月上旬から中旬頃に第一次審査の通過者によるプレゼンテーションを行い、順位付けを行います。

6 審査結果等の通知及び公表

審査結果は、第一次審査及び第二次審査それぞれにおいて、対象者に速やかに通知します。また、二次審査の結果は、豊明市ホームページへの掲載によって公表します。

7 細目についての協議

市は優先交渉権者と細目協議を行い、その協議が整った後に、当該優先交渉権者を指定管理者の候補者とします。優先交渉権者と細目協議が整わない場合は、次点の交渉権者と細目協議を行います。

8 協定の締結

市は、議会の議決後に前項の候補者を指定管理者として決定し、施設管理に関して協定を締結します。

9 指定管理者の公募及びスケジュール

指定管理業務開始までの想定スケジュールは次のとおりです。状況により前後する場合がありますので、ご了承ください。

項目	時期
募集要項の公開	2023（令和5）年7月14日（金）
現地見学会申込期間	2023（令和5）年7月14日（金）～7月24日（月）
現地見学会	2023（令和5）年7月31日（月）
公募に関する質問受付期間	2023（令和5）年7月14日（金）～8月4日（金）
公募に関する質問回答	2023（令和5）年8月16日（水）
申請書類の受付期間	2023（令和5）年8月21日（月）～8月31日（木）
1次審査	2023（令和5）年9月中旬
1次審査結果通知	2023（令和5）年9月中旬～下旬
2次審査	2023（令和5）年10月18日（水）
選定結果の公表	2023（令和5）年10月末頃
債務負担行為及び指定管理者の指定	2023（令和5）年12月
基本協定締結	2024（令和6）年1月
年度協定締結	2024（令和6）年4月
指定管理業務開始	2024（令和6）年4月

第3. 提案する業務内容及び範囲等

指定管理者の業務として、概ね次の業務を提案・実施してください。具体的な業務内容については、仕様書をご確認ください。

なお、仕様書については、指定管理者の指定後、サービス・管理の水準が低下しないことを前提として、市又は指定管理者の発意に基づき、双方協議の上で内容を変更することができるものとしますが、仕様書の内容変更を確約するものではありません。

1 通常提案枠

- (1) 本施設の運営全般に関する業務（必須事業）
- (2) 本施設の維持管理全般に関する業務（必須事業）
- (3) 本施設を利活用した市民サービス向上、利用促進に寄与する業務（必須事業）

加えて、より多くの利用者(団体)が利用できる機会を増やすため、昼休みの時間帯の活用及び現在の利用時間区分を短くすることも含めて検討しておりますので、利用時間区分についてのご提案も併せてお願いします。

- (4) 本施設における利用者増加やにぎわい創出に繋がる収益性向上事業（自主事業）
- (5) 中央児童館部分の運営に関する提案（今後の施設運営に係る提案_2025（令和7）年度更新）

本市では福祉体育館内に設置している中央児童館部分の運営についても、2025（令和7）年度以降に本募集要項中の指定管理対象施設の包括的な管理に含める検討をしています。今回、中央児童館部分の包括的指定管理に係る提案を募集します。

本提案では、この場所が、体育館や老人福祉センターとの複合施設という特性を活かした運営、事業実施により、新たな子どもたちの居場所となることを期待しています。引き続き相談機能の確保や地域共生社会の実現に向けて子育て支援センター等との連携を図る機能が維持されるものであれば、児童福祉法上の児童館要件の廃止を含めた自由な提案で構いません。

2 自由提案枠

(6) 本市施設の魅力、収益性向上等に更なる推進に寄与するために必要な追加投資業務

福祉体育館の建物、備品等の老朽化対応や福祉体育館等を包括的に運用するにあたり、施設の魅力、収益性の向上、利用者の利便性や満足度を向上させるための自由提案として、定められた金額（10,000千円（消費税及び地方消費税を含む））の範囲内で、必要な改修や備品設置等の提案をすることができます。なお、提案にあたっては以下の点に留意してください。

- ・提案内容については、2027(令和9)年度以降実施予定の長寿命化改修に影響のないもの
- ・事業開始、実施時期については、指定管理の準備期間～指定管理期間内であれば結構です。

(7) 長寿命化改修及び改修後の運営に関する提案

福祉体育館 2027(令和9)年度以降に長寿命化改修を予定しており、その際に施設全体の運営（動線、利用方法、用途範囲など）を見直すことで、より効果的な施設運営や、魅力及び市民サービスの向上を図る検討を行っています。今回の公募で、福祉体育館の長寿命化改修の内容及び施設運営についての提案を募集します。

第4. 事業収支に関する事項

1 指定管理料

指定管理料は以下のとおりとします。

(1)指定管理料=(4)維持管理・運営費用+(5)受託事業に係る経費-(2)施設運営収入-(3)ア受託事業収入

指定管理料の上限は、284,592千円(3年)です(金額は、消費税等を含む)。

● 収支計画の構造イメージ

指定管理者収入	指定管理者支出
指定管理料(1)	維持管理・運営費(4)
その他指定管理者事業収入(2)、(3)ア	受託事業経費(5)
自主事業収入(3)イウ	自主事業経費(6)

※指定管理料の算定については、現行の消費税率10%を適用してください。なお、消費税率等の改正があった場合は、協議の上指定管理料に反映するものとします。

※金額については、豊明市議会における指定管理者指定の議決以降で、市と締結する基本協定で確定するものとして参考とします。

※公的使用に係る利用料金の減免金額(2,658千円_令和4年度実績)については指定管理料の中に含み支払うこととします。また、年度末に精算します。

※修繕料、備品購入費、受託事業費については、協定により年度ごとの金額を定め支払いますが、年度終了後に執行残が発生した場合には残額を市へ返還します。

2 施設運営収入

本事業では、利用料金制を導入するため、指定管理者は利用者が支払う利用料金を、自らの収入とすることができます。利用料金は、市が条例で定める額を上限として、指定管理者が市の承認を得て定めることができます。ただし、豊明市立小中学校体育施設スポーツ開放業務及び豊明市公園ひろば及び豊明市公園テニスコートの受付、許可等に関する業務の使用料については利用料金には含まないものとします。

なお、令和5年度中に収納した利用料金のうち、令和6年度の利用分については、指定管理者の収入とします。また、令和8年度に収入する令和9年度の利用分については、令和9年度に新たに指定管理を引き継ぐ者の収入とします。なお、引き継ぐ者がいない場合は、豊明市の収入とします。

3 市からの受託事業及び自主事業に関する収入

指定管理者が、市から受託し実施する事業及び自らの提案により実施する事業に伴う収入

ア 市からの受託事業における参加者負担金

イ 自主事業教室及び講座等の事業収入

ウ その他の収入(物販、複写機等)

4 維持管理・運営費用

指定管理者が行わなければならない維持管理・運営業務に伴う、指定管理者の人件費、施設の修繕料、指定管理者が整備しなければならない備品購入費、光熱水費、警備業務、清掃業務を外部委託した場合の委託料及びその他経費等が含まれます。

5 受託事業に係る費用

市の受託事業として行わなければならない事業に係る費用が含まれます。なお、受託事業費は年度協定により金額を定め、年度終了後に執行残が発生した場合には残額を市へ返還します。

6 自主事業に係る費用

施設の効果的活用や利用者の利便性の向上を図るため、指定管理者の責任と費用負担による事業（自主事業）を行うことができます。ただし、事業計画に基づき豊明市又は豊明市教育委員会と協議のうえ実施します。

7 経費の支払い

指定管理料は、応募者から提案いただいた額を基本とし、毎年度（4月1日から翌年3月31日まで）業務が開始するまでに、市と指定管理者で事業条件等を協議の上、支払い時期や方法を協定にて定めま

す。

8 予算の流用

指定管理者は次の支出科目について協議の上、市が認めた場合は認められた目的に限り流用を可能とします。

(1) 維持管理・運営費用

- 修繕料
- 備品購入費

(2) 受託事業に係る費用

- 教室等事業経費
- その他経費等

第5. 指定管理者の公募に関する事項

1 募集説明会（現地見学会）の実施

募集要項等に関する説明及び指定管理の対象施設について現地見学を実施します。開催当日は、募集要項、業務仕様書等の資料の配付はしませんので、本市のホームページから資料を印刷するなどして準備をしてください。なお、応募される場合は、できる限り現地見学会には参加をしてください。

(1) 開催日：令和5年7月31日（月）

(2) 時 間：午前10時00分から午前11時30分頃まで

(3) 場 所：豊明市福祉体育館 1階 会議室

終了後希望される場合は文化広場グラウンド等の見学へご案内します。

- (4) 参加人数：各団体2名以内とします。（2名以上の参加を希望する場合ご相談ください。）
- (5) 参加申込：令和5年7月24日（月）午後5時までに出席する旨を申込書(様式17)に記入の上、生涯学習課まで申し込んでください（FAX、電子メール可）。

2 質問の受付及び回答

募集要項等の内容に関する質問書(様式18)により、質問を受け付けます。

- (1) 受付締切：令和5年7月14日（金）～令和5年8月4日（金）午後5時まで
- (2) 提出場所：豊明市役所 生涯学習課
- (3) 提出方法：質問書は、電子メールによる送付とします。
- (4) 質問回答：全ての質問による回答は、豊明市ホームページへ公表します。

3 申請書類の提出

申請書類を以下のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間：令和5年8月21日（月）～令和5年8月31日（木）までの土日、祝日を除く午前9時から午後5時まで
- (2) 提出場所：豊明市役所 生涯学習課
- (3) 提出方法：必要書類等を上記に定める提出場所に持参してください。郵送やFAX等による提出は受理できません。要求した内容以外の書類についても受理しません。

4 第一次審査結果の通知

電子メールにより、応募者が指定した連絡担当者に電子メールにて連絡します。なお、複数の団体による共同事業体（以下、「共同事業体」という。）により応募した場合は、共同事業体の代表団体あてに連絡します。

5 第二次審査

第一次審査の通過者による、プレゼンテーション（提出書類に基づくプレゼンテーション及び質疑応答等）を行い、順位付けを行います。プレゼンテーションは口頭のみ15分、質疑応答は25分の予定です。なお、第二次審査は、10月中旬頃に行う予定ですが、時間場所等については、第一次審査結果の通知と併せてお知らせします。

6 第二次審査結果の通知

審査結果は、第一次審査結果通過者に対して通知します。また、審査の結果は、豊明市ホームページへの掲載等により公表します。

7 指定管理者の指定

市は、優先交渉権者と細目協議を行い、その協議が整った後に、議会の議決を経て、指定管理者として正式に指定をします（2023（令和5）年12月定例月議会に上程予定）。

8 指定管理者との協定締結

市は、指定管理者と施設管理に関して協定を締結します。

第6. 応募に関する事項

1 応募資格

法人その他の団体で次の事項を全て満たしていること（個人での応募はできません。）。

- (1) 破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 豊明市から指名停止処分を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 最近1年間、市町村民税、固定資産税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立をしていないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- (7) 本施設を、指定期間に亘り安定的に管理することの可能な、ノウハウ、実施体制、経営基盤等が確保されていること。
- (8) 審査委員会委員が経営または、運営に直接関与していないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者または団体でないこと。
- (10) 類似施設の運営実績があること。
- (11) 豊明市または他の地方公共団体から地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定取り消しを受け、その取り消しから2年を経過しない者でないこと。また同法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）または第180条の5第6項の規定に抵触しない者であること。

2 応募者の形態

株式会社若しくは、NPO法人、その他法人のほか任意団体（複数の株式会社やNPO法人等により構成されている共同事業体も可能）等であること。個人での応募は認めません。

また、共同事業体の形態をとる場合には、必ず代表者企業・団体を明記することとし、協定の締結に当たっては、共同事業体の構成員全てを協定当事者とします。選定後の協議は、代表企業、団体を中心に行いますが、協定に関する責任は共同事業体の構成員全てが負うこととなります。

3 申請書類

提出部数は、正本1部、副本14部とします。（詳細は、様式集の提出書類一覧表を参照のこと。）提出書類は、原則として日本産業規格A4版とし、ファイル等に綴じて提出してください。

(1) 指定管理者指定申請書（様式1）

共同事業体の場合は、共同事業体協定書兼委任状（様式4）を提出してください。

(2) 事業者に関する書類

ア 団体の概要（様式2、様式3）

- イ 宣誓書（様式5）
 - ウ 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類
 - エ 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書または、これに類する書類
 - オ 過去2か年の事業報告書
 - カ 法人にあっては、
 - (ア) 当該法人の登記事項証明書
 - (イ) 過去3か年の
 - a 法人税、消費税、地方消費税及び法人市町村民税の納税証明書
 - (a)納税証明書（その1）
 - (b)納税証明書（その3の3）
 - (c)法人市町村民税に係る納税証明書
 - b 貸借対照表
 - c 損益計算書（販売費及び一般管理費の明細をつけてください。）
- ※1：指定申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、設立時における財産目録を添付すること。
- ※2：共同事業体設立予定の場合には、構成者全てについて、上記（ア）～（カ）の書類を添付すること。
- キ その他の団体にあっては、
 - (ア) 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書
 - (イ) 過去2か年の収支決算書
- ※：上記、（オ）、（カ）、（キ）の書類の事業報告書、納税証明書、貸借対照表、損益計算書、収支決算書について、団体設立後間もない場合や、申告義務が発生していない場合などにより書類を提出できない場合は、その書類については、提出を不要とする。
- (3) 提案書他（様式6～16）
- ア 施設管理に関する基本的な考え、事業計画、管理運営体制、事業収支計画等を記載してください。
 - イ 提案書はパソコン等で作成し、A4横書きの両面印刷とします。
 - ウ 自由提案枠（様式15、様式16）の提出は任意ですが、採点の加点項目となります。

4 留意事項

(1) 接触の禁止

審査委員会委員、本市職員その他本件関係者に対して、本件提案についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格となることがあります。

(2) 共同事業体の構成団体の変更

共同事業体で応募する場合、構成員の変更は認めません。ただし、構成員の倒産、解散等の特殊な事情が認められ、審査の公平性及び業務遂行上の支障がないと市が判断した場合には、変更を可能とすることもあります。その際には、変更の旨を生涯学習課まで連絡してください。

(3) 応募の辞退

構成員の倒産、解散等の事情により、応募を辞退することが明白となった場合には、辞退届（様式19）を提出してください。

(4) 提案内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

(5) 虚偽の記載をした場合の無効

審査書類に虚偽の記載があった場合には、無効とします。

(6) 審査書類の取扱い

審査書類は、理由の如何を問わず返却しません。また審査書類は、「豊明市情報公開条例（平成13年豊明市条例第29号）」の対象となります。

(7) 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担となります。

第7. 審査及び選定に関する事項

1 審査方法

指定管理者の候補者は、外部有識者、市職員、その他市長が認めた者からなる審査委員会に意見を聴き、それを参考として総合的に審査し、最も適当と認める団体を選定します。

2 審査委員会の役割

応募者から提出された審査書類について検討し、第一次審査通過団体を決定します。第二次審査において、第一次審査通過団体の順位付けを行います。

3 第一次審査

- (1) 書類不備や参加資格等についての確認
- (2) 提出のあった提案書類による審査を行い、1次審査4者に絞り込みを行います。
- (3) 審査結果において、基準点（60点）を満たした場合のみ1次審査を通過できるものとします。

4 第二次審査

- (1) 提出書類に基づくプレゼンテーション（口頭のみ15分間の予定）
- (2) 質疑応答（25分間の予定）

入室は4名以内とし、第一次審査の結果とプレゼンテーション結果を基に順位付けを行います。

5 審査基準

指定管理者の候補者選定については、次の審査基準において行う。

豊明市福祉体育館、体育施設、文化広場及び老人福祉センター指定管理者審査基準表

A. 施設の管理運営のための基本方針

	審査基準	審査項目	審査内容	配点比率	審査書類
1	管理運営に関する基本的な考え方	管理運営に対する基本方針	施設運営のための運営方針はそれぞれの設置目的に寄与するものであるか	5	様式 6
2	管理運営の実績	管理運営の実績及びノウハウ	類似施設の指定管理実績の有無、管理運営のノウハウ、資格、能力があるか	10	様式 6

B. 利用者の平等な利用に関する考え方

	審査基準	審査項目	審査内容	配点比率	審査書類
3	利用者の平等な利用が確保できるものであること	平等な利用の確保	利用者の平等な利用が確保され、事業内容に偏りがな いか	5	様式 6 様式 10

C. サービス向上及び施設の有効活用に関する考え方

	審査基準	審査項目	審査内容	配点比率	審査書類
4	サービス向上についての考え方	利用者のニーズの把握とフィードバックの考え方	利用者の意見の把握方法、また反映方法は効果的・明確か、苦情への対応は適切か	15	様式 7
		サービスの質の向上を図るための具体的な提案	サービス向上のための取り組み内容は適切か		
		包括的管理を行うことに関する提案	包括的管理を実施することで生まれるサービス向上についての取り組みが示されているか		
5	施設の有効活用に関する考え方	市民の利用促進に関する提案	利用者増に向けた取り組み内容は適切か、実現可能な取り組みが示されているか	15	様式 7 様式 8
		施設の有効活用に関する提案	空きスペースや、一般利用の少ない時間を有効に活用できる提案か		

D. 事業計画に関する考え方

	審査基準	審査項目	審査内容	配点比率	審査書類
6	市民に対するスポーツ振興の支援	市民に対するスポーツ振興の支援策、技術向上や育成についての提案	市民のニーズを把握し、それに沿った事業や施設の運営ができる提案か	30	様式 7 様式 8
			福祉体育館が市民のスポーツ振興の拠点になるような提案か、長期的な活動が可能な取組みか		
		市民への情報提供についての提案	広報計画は適切か、効果的な情報提供ツールが示されているか		
		地域と協働した発信性のある事業について提案	スポーツ協会等の各種団体及び地域や市と連携・協力が取れる仕組みになっているか		
7	事業計画	受託事業の提案	福祉体育館の設置目的に沿った提案か、効果的に予算を使用するものか、幅広い世代に向けた提案か	5	様式 8
		自主事業(指定管理者独自の事業)の提案	文化広場の設置目的に沿う提案か、施設を効果的に使用するものか	35	
			福祉体育館や体育施設が市民のスポーツ振興に寄与する提案か、施設を効果的に使用するものか		
			老人福祉センターが高齢者の健康維持や生きがいづくり、さらに多世代の利用ができるような提案か、施設を効果的に使用するものか		
		ニーズに応じた魅力ある空間の創出ができる提案か			

E. 施設の運営及び維持管理に関する考え方

	審査基準	審査項目	審査内容	配点比率	審査書類
8	施設の維持管理について	施設特有の設備、備品等の管理内容及び方法	適切な管理方法か、安全と機能が十分保たれるものか	20	様式 9
		清掃、保守等の計画	法令等に基づき漏れなく適切に計画されているか		
		事故防止、防犯、防災に対する取組み及び緊急時における対応	利用者の安全対策は十分か、市や関係機関との連絡体制が明確であり、迅速な対応が可能な体制構築を行っているか		
		SDGs、環境面への取組み	省エネなど SDGs や環境に配慮した取組みがあるか		
9	施設の管理体制について	人員配置、勤務体制、雇用形態の提案	適切な人員配置、労働条件か、資格等は要件を満たすか、指揮命令系統が明確か、高齢者の就業機会について配慮されているか	10	様式 10
		職員(社員)の資質向上のための取組み	職員の業務に必要な研修計画が立てられているか		
10	管理運営経費について	提案金額	得点 = $\frac{\text{応募者の中の最低提案金額}}{\text{該当応募者の提案金額}} \times \text{配点}$	50	様式 11
		収支計画	積算は適切か、事業計画との整合性があるか	10	
		経費節減の取組み	事業者のノウハウや施設、設備等の特徴を生かした効果的な維持管理、経費節減につながる具体的な提案か		

F. 運営組織について

	審査基準	審査項目	審査内容	配点比率	審査書類
11	運営組織について	組織の運営状況	団体の経営状況は健全か	10	収支決算書等
		管理施設をサポートする体制	該当施設の管理運営をサポートする体制があるか		
12	情報の取り扱いについて	個人情報保護措置・情報公開	個人情報保護の措置及び情報公開の取組み内容は適切か	5	様式 12
13	その他	特に評価する事項	福祉体育館等を魅力ある施設としていくため、付加価値として評価できる提案があったか	5	様式 13

G. 中央児童館の包括的管理に関する提案

	審査基準	審査項目	審査内容	配点比率	審査書類
14	中央児童館の包括的管理に関する考え方	中央児童館の包括的管理に関する提案	中央児童館を包括的に管理することで経費の削減、サービスの向上につながるか、相談機能等必要な機能は維持しているか	5	様式 14

H. 自由提案枠(加点項目)

	審査基準	審査項目	審査内容	配点比率	審査書類
15	自由提案枠に関する考え方	追加投資に関する提案	施設の魅力向上のために大いに有効な提案か	5	様式 15
		長寿命化改修及び改修後の運営に関する提案	長寿命化改修に関する提案は施設の魅力や市民サービスの向上につながるか	10	様式 16
合計点				235	
加点を加えた総合計				15	

第8. 協定に関する事項

1 協定の締結

指定期間における基本的な事項を定めた「基本協定」及び年度ごと（4月1日から翌年3月31日まで）に締結する「年度協定」を締結します。

2 協定の内容

議会の議決後、市と指定管理者で協議し、締結する協定の主な内容は次のとおりとします。

(1) 基本協定

- ア 管理物件に関する事項
- イ 業務の範囲に関する事項
- ウ 管理施設の改修等に関する事項
- エ 緊急時の対応に関する事項
- オ 情報管理に関する事項
- カ 備品等の扱いに関する事項
- キ 事業計画書に関する事項
- ク 事業報告に関する事項
- ケ 指定管理料の支払いに関する事項
- コ 利用料金に関する事項
- サ 損害賠償等に関する事項
- シ 保険に関する事項
- ス 不可抗力発生時の対応に関する事項
- セ 指定期間満了に関する事項
- ソ 指定の取り消しに関する事項
- タ その他必要な事項

(2) 年度協定

- ア 管理業務の内容に関する事項
- イ 指定管理料の額に関する事項
- ウ その他必要な事項

3 リスク分担の考え方

協定締結に当たり、市が想定するリスク分担の方針は、以下のとおりです。これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その基本的考え方を示したものです

種類	リスクの内容	負担者	
		市	指定管理者
法令等の変更	管理運営に影響を及ぼす法令等の変更	○	
税制度の変更	指定管理料に影響を及ぼす税制度の変更	○	
事業の中止・延期	市の指示によるもの	○	
	指定管理者の事業放棄、破綻		○
不可抗力	天災・暴動等による履行不能	○	
許認可遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延・失効等(豊明市が取得するもの)	○	
	上記以外の場合		○
運営費上昇	豊明市以外の要因による運営費用の増大		○
	物価上昇		○
施設損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	修繕料が1件当たり50万円(税込)を超えない場合		○
	上記以外の場合	○	
性能不適合	協定により定めた要求水準に不適合		○
需要変動	想定できない特殊な事情が認められる場合	○	
	上記以外の場合		○
施設の利用不能等による 利用料金収入の減少	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外の場合(ただし、指定管理料を減額する場合がある。)	○	
建物総合損害共済(火災保険)の加入	火災等の偶発的な事故により、施設に損害が生じた場合の保険料	○	
施設利用者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合(不適切な施設管理による利用者の怪我等)		○
	上記以外の場合	○	
第三者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により周辺住民等に損害を与えた場合(不適切な運営管理による騒音、振動等の苦情等)		○
	上記以外の場合	○	

※ 本表に定める事項以外の不測の事態が生じた場合は、甲と乙が協議の上、リスク分担を定める。

第9. 事業評価及びモニタリング

1 事業報告書等の提出

指定管理者は、業務報告書（月次、四半期）及び事業報告書（年間）を作成し、市に提出をします。なお、書式、記載事項等は、市と指定管理者で協議の上、定めるものとします。

2 モニタリング及び実績評価の実施

市は、指定期間中に指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確認するため、モニタリングを実施します。また、事業計画書に基づき、提供する業務の水準を確認するため、実績評価を行います。

指定管理者は、利用者の利便性の向上等の観点から、アンケートを実施する等、利用者の満足度や意見を把握し、自ら施設管理実績等の評価を行い、改善状況や改善方針等を市に報告することとします。

なお、モニタリングの実施時期や評価項目及び書式等は、市と指定管理者で協議の上、定めるものとします。

3 業務の基準を満たしていない場合の措置

実績評価等の結果、指定管理者が業務の基準を満たしていないと判断された場合、市は、指定管理者に対して改善措置を講ずる等の指導を行います。更に、必要な場合は、業務の停止、指定の取り消しを行うことがあります。

第10. 関係法規の遵守

業務を遂行する上で、以下の法規を遵守しなければなりません。

- (1) 豊明市福祉体育館条例（昭和52年豊明市条例第30号）
- (2) 豊明市体育施設条例（平成2年豊明市条例第2号）
- (3) 豊明市福祉体育館条例施行規則（昭和52年豊明市教育委員会規則第7号）
- (4) 豊明市体育施設条例施行規則（平成2年豊明市教育委員会規則第3号）
- (5) 豊明文化広場条例
- (6) 豊明文化広場規則
- (7) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）（第244の2）
- (9) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (10) 消防法（昭和23年法律第186号）、水道法（昭和32年法律第177号）その他施設及び設備の維持管理、保守点検等に関する法令
- (11) 豊明市立小中学校体育施設スポーツ開放条例（平成25年豊明市条例第26号）及び豊明市立小中学校体育施設スポーツ開放規則（平成25年豊明市教育委員会規則第5号）
- (12) 豊明市情報公開条例（平成13年豊明市条例第29号）
- (13) その他関連する法令等

第11. 引継業務

指定管理者は、指定時及び指定期間終了時に、次期指定管理者が円滑かつ、支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

第12. 留意事項

1 個人情報保護に関して特に留意すべき事項

指定管理者業務に従事している者及び従事していたものは、指定管理業務を実施するに当たり、知り得た個人情報の内容について、みだりに他人に知らせ、または、不当な目的に使用することを禁じます。正当な理由なく、個人情報を提供した場合は、個人情報の保護に関する法律に基づく罰則が適用される場合があります。これを踏まえ、指定管理者は指定業務を行うに当たって適切な対応を行わなければなりません。

具体的には以下の内容を行うものとします。

- (1) 個人情報保護に関する必要な研修の実施
- (2) 従事者に対する個人情報保護に関する研修

2 情報公開への対応

指定管理者は、本施設の指定管理業務に係る情報について、豊明市情報公開条例を遵守した情報公開要綱等を別途作成し、公開を行うものとします。市は、本施設管理に関する情報であって、市が保有していない情報について公開の請求があった場合は、指定管理者に情報の提供を求めます。指定管理者はこれに応じなければなりません。なお、情報公開請求があった場合は開示対象とします。

3 施設において発生した事故への対応に関して特に留意すべき事項

指定管理者は、施設において発生した事故への損害賠償等の対応に関して以下のとおり義務を負うこととします。

- (1) 指定管理者の責に帰すべき事由により、市または第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。
- (2) 施設において事故が発生した場合に備えて、指定管理者は予め事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には、直ちにその旨を市へ報告しなければなりません。
- (3) 市と協議の上、損害賠償責任保険に加入する必要があると認められる場合には、保険に加入しなければなりません。また、保険の加入に必要な費用は、指定管理者が負担するものとします。

4 課税に関する留意事項

会社等の法人に係る市民税及び指定管理者が新たに設置した償却資産に係る固定資産税等は、課税の対象となる可能性がありますので、市税務課に問合せをしてください。なお、国税については税務署、県税については、県税事務所へ問合せください。

第13. その他

1 事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 指定管理者の責に帰すべき事由による場合

市が行う業務の改善勧告に従わない場合等、指定管理者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合は、市は指定の取り消しをすることができます。その場合は、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の指定管理業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

(2) 指定管理者の責めに帰することができない事由による場合

不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰することのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の指定管理業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

2 協定書の解釈に疑義が生じた場合の措置

協定書解釈に疑義が生じた場合または、協定書の定めのない事項が発生した場合については、市と指定管理者は、誠意をもって協議するものとします。

3 問合せ先

豊明市教育部生涯学習課 文化・スポーツ係（市役所本館2階）

〒470-1195

住 所 豊明市新田町子持松1番地1

電 話 （0562）92-8317（直通）

FAX （0562）93-8105

E-mail shogaku@city.toyoake.lg.jp